

# 令和2年度 旭川市農業委員会第3回総会 議事録

- 1 開催日 令和3年2月25日（木曜日）
- 2 開催時間 午後3時開会 午後3時10分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館 3階 6号室
- 4 出席委員 34名  
1番・湯浅 光二      2番・鹿野 直子      3番・石坂 昇      4番・山村 志保子  
5番・清水 利秋      6番・笹田 文彦      7番・香川 三四郎      9番・鷺尾 勲  
10番・山田 孝      11番・佐藤 慎二      12番・請川 幹恭      13番・北原 浩美  
14番・島田 正明      16番・秦 真一      17番・柿木 和恵      18番・鈴木 剛  
19番・川上 和幸      20番・宮嶋 睦子      21番・一宮 敏昭      22番・滝川 岳雪  
23番・松木 一幸      24番・楠 栄      25番・米田 満      26番・橋本 幸博  
27番・平 克洋      28番・市田 敏行      29番・田口 一昌      30番・幅崎 勝良  
31番・高倉 伸淳      32番・石尾 卓也      33番・加藤 孝志      34番・浅沼 博実  
35番・佐藤 博則      37番・前田 靖雄
- 5 欠席委員 3名  
8番・外川 守      15番・中原 俊一      36番・只石 博幸
- 6 会議出席 津村 事務局 長      小浜 事務局 次長      橋爪 事務局 副主幹  
事務局職員      秋山 事務係 主査      大谷 農地係 長
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録 3番・石坂 昇      4番・山村 志保子  
署名委員
- 9 議事内容  
(1) 議案第1号 旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について  
(2) 議案第2号 旭川市農業委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について

## 10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただ今から、令和2年度旭川市農業委員会第3回総会を開会いたします。会議の成立であります。現在の出席委員は34名でありますので、総会規則第8条の規定に基づきまして、本会は成立いたしております。詳細につきましては、事務局から諸般の報告をお願いします。
- 事務局（津村局長） 事務局。御報告申し上げます。本日の総会に8番外川委員、15番中原委員、36番只石委員、以上3名の方から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。3番石坂委員、4番山村委員の両委員を指名いたしますので、よろしく御願いたします。それでは、本日の議事日程に基づき進めてまいります。御発言のときには、議席番号を告げてから御発言願います。それでは、審議に入ります。日程第1議案第1号及び日程第2議案第2号について、一括して上程いたします。事務局から説明いたします。

- 
- 事務局（秋山主査） 事務局。日程第1議案第1号及び日程第2議案第2号について、一括して御説明いたします。まず、議案を御説明する前に、今回の事務局組織体制の見直しについて御説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。事務局の組織体制につきましては、これまで、事務局に「事務係」と「農地係」を設置しておりましたが、右の図のように、係制を廃止して、両係を統合するもので、事務局が一つのチームとなり、それぞれの業務は主査を中心に、担当者が遂行してしていくこととなります。組織体制を見直す理由といたしましては、今般の農地の流動化、中でも賃貸借やあっせんに係る業務量が増加している中で、特定の職員に業務が集中し、特に11月から4月までの繁忙期の負担が大きく、農地係の中だけで業務調整をするのが困難になっているためでございます。今後の事務局では、組織体制の見直しにより、職員間で協力しやすい体制とすることで、繁忙期の業務量の調整など、柔軟な対応が可能となる組織づくりを目指すとともに、各職員が農地行政に関わりを持つことにより、その理解を深め、農業者のニーズに応えられる組織体制にしていきたいと思います。それでは、議案第1号「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について」御説明いたします。事務局組織体制の見直しにつきましては、ただ今、御説明したとおりでございます。これに伴いまして、事務係及び農地係が廃止されること、また事務局次長の下に「係長」に変えて「主査」を置くことなどから、事務局規程の改正が必要となりますので、本総会に提案するものでございます。変更点につきましては、議案第1号別紙の新旧対照表のアンダーラインが引かれている部分となっており、新年度にあわせて令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第2号「旭川市農業委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について」御説明いたします。

こちらにつきましても、事務局組織体制の見直しに伴いまして、議案第2号別紙のとおり、公印規程に定められた様式第2号「公印使用承認申請票」の「係長」を「主査」に改めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

---

○議長（鈴木 剛） 　ただ今、事務局から説明がありました。御意見、御質問等はありませんか。

○委員（浅沼博実） 　はい、34番浅沼です。

今、事務局から説明があったんですけども、今までは事務局それぞれの皆さんが各業務を分担して持っていたと思うんですが、その辺も見直しを掛けるんでしょうか。

○事務局（小浜次長） 　事務局。

今回の組織の改正に伴いまして、当然中身も変えていくことになります。

今、説明の中でも申し上げましたけれども、事務係、農地係という形でそれぞれ担当を持っておりますが、農業委員会のメインの仕事といいますと、やはり農地行政というふうに理解しております。

その農地行政にメインとして関わっているのが農地係のほうで、そこに農業委員会事務局職員全員が関わって行って、農地行政の理解を深めていくことが、今後、農業行政を推進していく上でも、大切なのかなというふうに思っております。

今回そういった狙いも持ちまして、こういった組織の改正をしようとするものでございます。

○議長（鈴木 剛） 　他に御意見、御質問はありませんか。

○委員 　（「なし」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 　なしの声がございまして、そのように決定いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年度旭川市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

---